

政策調整会議の結果について

(日時) 令和5年11月6日(月)

(場所) 回議

(出席者) 市長、副市長、教育長

総務部長、企画財政部長、市民部長、環境経済部長、福祉部長、健康こども部長、都市建設部長、教育部長、上下水道部長、総務課長、企画政策課長、財政課長

【令和5-11】印西都市計画地区計画の決定並びに印西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について【都市計画課・建築指導課】

武西学園台一丁目及び中央南二丁目の各一部の区域について、周辺住民の利便性向上に資する商業・業務施設等の立地誘導を図るため、新たに地区計画を定める。

また、それら決定内容に係る区域及び制限等について、条例に追加することにより、当該制限の実効性を確保するもの。

【令和5-11】について、承認

政策調整会議付議書

整理番号	令和5-11	付議年月日	令和5年11月1日
所管部課名	都市建設部 都市計画課・建築指導課		
件名	印西都市計画地区計画の決定並びに印西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
理由及び概要	<p>1. 理由 武西学園台一丁目及び中央南二丁目の各一部の区域について、周辺住民の利便性向上に資する商業・業務施設等の立地誘導を図るため、新たに地区計画を定める。 また、それら決定内容に係る区域及び制限等について、条例に追加することにより、当該制限の実効性を確保するもの</p> <p>2. 概要 地区整備計画において定める制限内容 建築物等の用途、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限</p>		
問題点及び調整事項			
関係法規及び関係所管	都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号） 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）		
対応方針			
※決定区分	1・承認	2・継続審議	3・却下

注 ※の欄は記入しない。